

入管法変更で増える届出



4月号、5月号と入管法が7月から変わることをお伝えして来ました。今回は、さまざまな届出についてお話しいたします。つい忘れがちな届出もありそうですが、それが大きな問題につながることもありますので、注意してください。

法律の改正で役所や入管に直接出かける用事が多くなりますので、注意が必要です。

今年7月9日から入管法が変わります。新しい入管法で、外国籍の皆さんにとって一番不便なことは、届出が増えるということでしょう。とくに、市町村役場ではなく、入管に直接行かなければならない届出が多いので、注意してください。

引っ越しをする時

まず市町村役場への届出について説明します。これまでは外国籍の住民が今いる市町村とは別の所に引っ越しをする場合、引っ越しした後で新しい市町村役場に住所を届けるだけで済みました。しかし、これからは引っ越しする前にこれまで住んでいた市町村役場に行かなければなりません。これから引っ越し先の住所を届出すると、「転出証明書」という書類をもらえます。この書類を持って引っ越し、2週間以内に新しい市町村の役場に引っ越してきたことを届出します。



家庭内での状況が変わった時

また、新しく子どもが生まれた時も市町村役場に届出します。子どもが日本国籍ではない（両親とも外国籍）場合は、市町村役場への届出が済んだら30日以内に入国管理局に行って在留資格をとる手続きをします。これは今までと同じです。

これまでは、離婚や転職など生活に変化があった時も、今持っている在留資格の期限までは日本にいたことができました。しかし、これからはあなたの今の在留資格があなたの生活状況と合っているかがきびしくチェックされます。

「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「家族滞在」など、結婚によって在留資格を得ている人の場合、離婚、あるいは配偶者が亡くなったときには2週間以内に入管に届出をしなければなりません。また、「人文知識・国際業務」「技術」「技能」など、就職によって在留資格を得ている人は、転職や失業、会社の名称変更、会社の住所移転などがあった場合には、これも2週間以内に入管に届出をします（なお、配偶者としての在留資格を持っている人が転職した場合は、転職について届ける必要はありません）。

こうした届出をしないでいると、罰金をとられる可能性もあります。また、それ以上に大変なのは、放っておくとそれが在留資格の取り消しにもつながるということです。引っ越しをした後、90日以内に届出をしないと（あるいは本当の住所を届出しないと）、在留資格の取消の危険があります。また、結婚によって在留資格を得ている人が配偶者と6か月以上別居している場合、在留資格を取り消されるかもしれません。

ただし、いずれも正当な理由があれば取り消しにはなりません。

たとえば、DV で夫から逃げているため居場所を知られたくない、会社が倒産して社宅から出たが家が見つからない、長期入院した、離婚の調停中である、などの場合は、それを入管に説明するようにしましょう。配偶者と離婚・死別した場合には他の在留資格に変えられないかどうか、すぐに支援団体に相談しましょう。

解説 行政書士 藤林 美穂

個別成人歯科健診——歯と歯ぐきの診断を！

歯医者さんには、歯が痛くならないと足が向きませんが、歯の健康診断は虫歯や歯周病の早期発見、しいては脳の血流にも大きな影響があると言われます。上福岡の「上福岡保健センター（☎264 - 8292）」では、個別成人歯科健診（無料）を5月からスタートしています。締め切りは5月いっぱいになっていますが、定員 250 名に達しない時は募集を延長するそうです。この機会に、ご自分の歯のチェックをしてみたいかかでしょうか。

「仮住民票」が届いていますか？

4, 5月号と連続で紹介いたしました「外国人登録カード」について、多くの読者は理解したものと思います。外国籍の住民も日本住民と同じく住民基本台帳に載せられることになったというものです。その準備のために、各市や町では5月下旬、対象となる方に「仮住民票」をお送りしています。「仮住民票」が届きましたら書かれてある内容を確認して、変更や誤り（世帯主の氏名・続柄など）がありましたら役所で手続きをしてください。「仮住民票」は7月9日に正式な住民票になります。

すでに外国人登録をしている方で、「仮住民票」発行の対象になるにもかかわらず、それが届いていないという方は、役所の市民課などに問い合わせ確認してください。

7月9日からは、日本人住民と同じように住民票に記載され、世帯全員が書かれた住民票の写しの交付を受けることができます。今後、外国人登録原票記載事項証明書は、受けられなくなります。



スポーツ広場のお知らせです

文京学院大学ふじみ野キャンパスの学生さんとバドミントンやバスケットボールをして交流を深めませんか。

場所⇒文京学院大学体育館

時間⇒15時～17時30分

費用⇒無料 申し込み⇒自由参加

■ 実施日

- 6/ 9 (土) 23 (土)
- 7/14 (土)
- 7/14 (土)
- 9/ 8 (土) 29 (土)
- 10/13 (土) 27 (土)
- 11/10 (土) 24 (土)
- 12/ 1 (土)
- 1/12 (土)
- 2/ 9 (土) 23 (土)
- 3/16 (土)

●問い合わせは
センターへ
049-256-4290



消費者トラブルは、「消費者ホットライン」

もしもあなたに、身に覚えの無い請求書が届いたらどうしますか。ふじみの国際交流センターでは、近隣に住んでいる外国籍市民のさまざまな生活相談を15年間受け付けてきました。しかし中にはとても難しく時間のかかる問題もあります。そこでお勧めなのが「消費者ホットライン」です。消費者庁が開設するシステムですので、安心して相談ができます。悩みは一人で苦しまず、早めに相談、解決して行きましょう。

☎ 0570 - 064 - 370

◇富士見市消費生活相談

☎ 049 - 252 - 7181

◇ふじみ野市消費生活センター

☎ 049 - 263 - 0110 (直通)

◇三芳町観光産業課

☎ 049 - 258 - 0019



www.ficcc.jp/living/

●6カ国版の生活が「ト」を掲載しています